

大友宗麟のヤツ会総長宛書状

# 大友宗麟のヤソ会総長充き書状の真偽について

渡辺澄夫

## 一 天正遣欧使節虚構論の概要

天正十年（一五八二）の大友・有馬・大村三キリシタン大名の少年遣欧使節は、日本史上の空前の壯図として喧伝されたが、先年松田毅一氏が「天正遣欧使節の真相—特に伊東満所に就いて—」という論文を発表してその虚構を暴露し、大きな衝撃を与えた。すなわちこの計画については大友宗麟は使節出発前はこの事実を全く知らず、その「甥の従兄弟」という伊東満所も、じつは「姪の子の従兄弟」にあたるもので、しかも日向から逃れて來た身寄りのない乞食同然の弧児で、これまで信ぜられていたような貴公子ではなかつた。<sup>(2)</sup> 大友宗麟のヤソ会総長やローマ教皇・イスペニヤ国王等に奉呈した書状は、有馬・大村両氏のものと同一筆蹟・同一内容のものである。これは巡察使ワリニャニが天正十年（一五八二）一月廿八日の長崎出発の直前である同月中旬ごろ急に同地で立案したもので、有馬・大村二侯には相談したにしても、少なくとも大友宗麟には何等の連絡さえしなかつたものである。当時臼杵の修練院（ノビシャド）の院長であったペトロ・ラモンが、使節出発の直後に宗麟と対談した際、宗麟は「何のためにあの子達をボルトガルに送るのか」と云つたという。ヤソ会士で臼杵にいたペトロ・ラモンその人が、ワリニャニの虚構を暴露し、その背信を非難している、というのである。

松田氏の研究は、主として伊東満所と大友宗麟との血縁関係に主力が注がれているが、氏の論証は正しいようである。宗麟が天正遣欧使節を知らなかつたこと、彼の書状が自筆でもないこと、満所の血縁と身分についても、遺憾ながらこれを認めざるをえないようである。

私は松田氏の詳細な分析に敬意を表し、その結論に賛同するものであるが、氏の大友宗麟書状に対する古文書学的批判の不徹底な点のあることについては遺憾を感じざるを得ない。そのことを述べるため、この一文を草することにした。

註(1)「史学雑誌」七四の一〇号(昭和四〇・一〇)。

(2)大友宗麟と伊東満所との関係は次の通りである(上掲松田氏論文)。

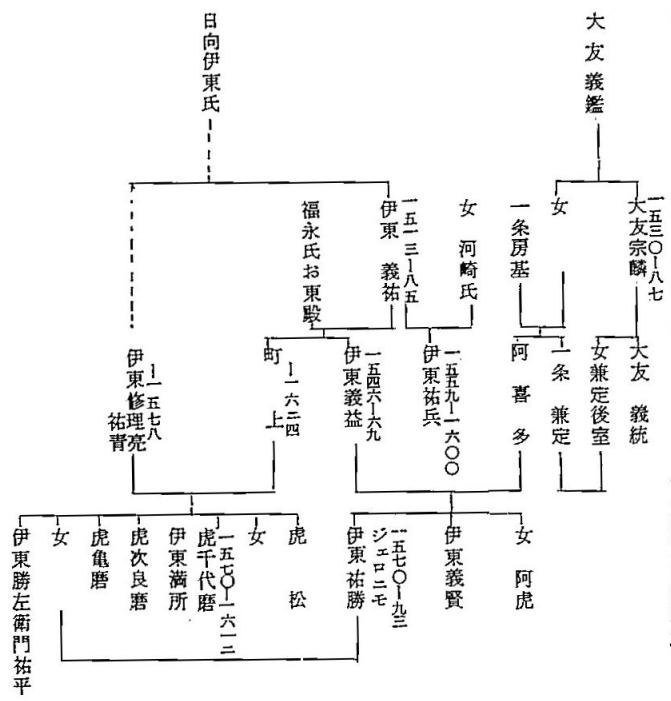
松田毅・佐久間正編訳『日本巡察使ヴァリニヤー』

(『東西交渉旅行記全集』V、桃源社、昭和四〇・

三)にも関連記事がある。

なお筆者はこの方面の専門家でもなく、松田氏の研究論文を涉猟したものでもない。

したがって氏の研究を看過した点があるかも知れない。その点は予めお断りしておきたい。



満所の父祐青はすでに死去しており、母町上は生活する術もないのに貴人でも富人でもない男と再婚したが別れてしまった。満所は見捨てられてシャツ一枚を身につけた乞食同然の状態で、ベトロ・ラモンが府内にいる時教会に迎え入れたという。

## 二 ヤソ会総長あて大友宗麟書状の真偽

まず三侯の文書が自筆でないことであるが、昔は高貴な人ほど祐筆に書かせるのが普通で、自筆でないのが普通である。とくに儀礼的なものや政治的な公文書においては、ことにそうで、本文だけでなく名前まで書かせる（花押は別）慣例であった。こうした点からすれば、三侯の書状が自筆でないことは不思議でなく、それだけでこれを偽作とするには当らないことになる。三侯の書状が同一筆蹟であることも、ヤソ会や教皇庁等の西洋事情に不案内のため、ワリニャニの指導によつて、ある日本人に書かせたことも考えられる。少なくとも、有馬・大村二侯の場合は、ワリニャニが相談しているから、そうしたことがなされたにちがいない。

しかし大友宗麟の場合は、以上とは事情が違つてゐる。かれは使節派遣の相談もうけず、したがつてその事を知らなかつたから、その文書は当然偽作であるはずである。松田氏もその事を強調しているが、なお直接的な論拠に欠けるようである。私は宗麟文書の偽作説は、古文書学上の常識として署名と花押の検討をぬきにしては決定的でないと考えている。

使節の携行した宗麟の書状は計十六通に達するようであるが、そのうち日本文のものは二通で、しかも原本はヤソ会総長充ての正月十一日付の左の書状一通だけである（口絵写真参照）<sup>(1)(2)</sup>

以賀良佐令啓上候、仍世主子之今波仁安之伴天連備慈多道留、至此遠國被差渡、亦実教之道理等被仰聞、其外種々善事等、被成御調儀候、難有奉存候、珠更諸實理使旦至愚考も、世界之満足不適之候、然者吾等いとこ日向之伊藤せらふにも、此度備慈多道留御供可仕候處、當時遠國②居住候之間、無其儀候、併彼いとこまんしよ渡海申候間、萬端可被添貴意事、可

忝候、猶備慈多道留（まんしよ用御口上）、閣委筆候、恐惶敬白、  
 （天正十一年）正月十一日

謹  
世主子 今波仁安  
上 是羅留尊老御中

豊州屋形不龍師子虎（宗麟）  
(花押)

この文書に、「豊州屋形不龍師子虎」とあるのは、宗麟の教名ドン・フランシスコを漢音であらわしたものである。これは包紙にも書かれている。私はこの宗麟の教名にまず疑問をもつものである。

これまで実見した宗麟の文書で教名を用いたものは、「普蘭師司怙」とか、略して「府蘭」とあるのが普通で、「不龍師子虎」などと記したものに接した例がない。

つぎに示した写真は、宗麟がローマ教皇に奉呈した書状である。<sup>(3)</sup> 天正十二年（一五八四）十一月七日の日付となっているから、この遣欧使節の携行したものではない。本文の内容はつぎのようである。

（前） 露命の内に是を申叶（て）べ、當庄挂顔に於（て）べ、存残す事なく、しめあんと共に、今ハはや、我賤郎笑を得奉る上者、無事にさしゆるし給（へ）と言上す（へ）き外、別になき（所）也、此等之旨御披露奉仰候、恐惶謹言、

天正十二年  
十一月七日

普蘭師司怙（花押）

是壽貴理師度之御代官憲誨禮閣之御司

はは様江

奉上

お前は一連の事で、多忙な様子だ。お忙と見え  
るが、お忙しい間に我船を失くす。大不運だ  
。何の事かと云ふと、此を失くす。  
幸運は運営者

大平三年

十一月七日

幸運は運営者

もに機  
奉上

幸運は運営者

前紙が一枚欠けているようである。宗麟の署名は「普蘭師司佑」となっている。宛名の「はは様」はローマ教皇のことであり、この文書は、宗麟がローマ教皇に奉呈したものであることに寸分の疑問の余地がない。ところが、わずか二年前にヤソ会総長にあてた書状の宗麟の署名は、「不龍師子虎」とあり、「師」の一字だけは一致するが、他はすべて異なる。筆者はこれまで、この異状な署名については、遠くローマの教皇やヤソ会総長などの高貴な人に対してたものであるから、とくに丁重さを示すため格式ばつてこの字を用いたものであるかと莫然ながら考え、不審にも思わなかつた。しかしいまこれを「府蘭師司佑」と比較すると、「龍ならず、師子ならざる虎」ともよむべきこの教名は、余りにも豪慢であり、不遜にさえ感ぜられる。キリスト教に心から帰依する宗麟が、果してこのような教名を用いることがある得るであろうか。これが第一の疑問である。

この疑問は、こうした署名の例が他にないこと、とくに宗麟がこの企てを閲知しなかつたこと等と併せ考えると、どうもこれは宗麟文書に対する一知半解の人の作為ではないかと考えられるようになつてくる。これは、この文書の花押を検討することによって、いよいよその疑いが濃厚になつてくるのである。

ヤソ会総長あての文書の花押は、宗麟のものであることは間違はない。<sup>(4)</sup> もっとも子の義統が天正三年（一五七五）から同七年（七九）ころまで、これと全く同じ形の花押を用いていたことはあるが、もちろんこれは彼のものではない。宗麟の花押はこれまでの研究の結果、少なくとも十類型に分類され、(1)から(10)まで年代を追つて使用されたことがわかつてゐる。そして同一時代に二つ以上の花押を用いた事実は、まずなかつたものと考えられる。

そこでこの文書の花押を、右の十類型にあてはめてみると、(7)にあたることがわかる。その使用年代は現存の文書から判明するところでは、永禄七年（一五六四）七月廿一日（作原八幡宮文書）から元亀三年（一五七二）八月一日（鶴原文書）ころまでの約八年間である。ヤソ会総長充て文書の書かれた天正十年（一五八二）からすると、少なくとも十年以前に用いられたものということになる。

天正十年（一五八二）ころの宗麟の花押は(9)にある。もつともこれは、同年六月十四日（問注所文書）が現在の初見である。とすれば、問題の文書が書かれた同年一月十一日」らは、その前の(8)類型であったことも考えられる。しかし(8)の花押の場合には、宗麟は「三非倉」とか「圓齋」の号を用いており、キリスト教名は用いていないようである。これは果して断定し得るかどうかはなお問題があるが、もしこの時宗麟が署名し花押を据えたとすれば、おそらく「普蘭師司怙」の教名とともに用いた(9)類型の花押であったものと思われる。それは前に掲げた天正十二年（一五八四）のローマ教皇あての文書が、これを証明する。

いずれにしても、天正十年（一五八二）当時、宗麟が右のような(7)類型の花押を用いることの絶対にありえないことだけは確かである。この文書の偽作説はこれによつて決定的となるのであって、さきに問題とした「不龍師子虎」の教名も、これと併せ考へることによっていよいよ疑いが濃厚となつてくるのである。

註(1)松田氏前掲論文。

(2)原本はクレチノージョリ一編『耶蘇会宗教政治文学史』第二卷（『大日本史料』第十一編別巻之一、天正遣欧使節関係史料一、三一八一九頁）にある。この写真は、幸田成友著『日欧通交史』掲載のものによつた。

「賀良佐」は“gracia”を日本語にあてたもので、英語の“grace”にあたり「主の恩寵」の意、「世主子之今波仁安」はヤソ会、

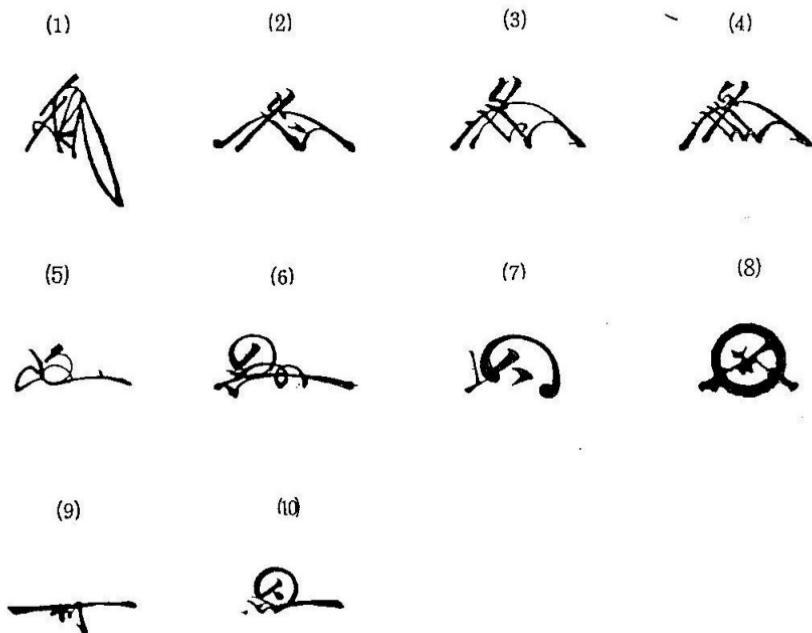
「備慈多道留」は“Visitador”で巡察使（ワリニヤニ）、充名の「今波仁安は羅留」はヤソ会総長のことである。

(3)京都大学文学部所蔵「大友義鑑書状」（『大日本史料』第十一編別巻之一、天正遣欧使節関係史料三一〇一—二頁の間所收）

(4)『大分県史料』10「西国東郡・東国東郡・遠見郡諸家文書」。

(5)前註「大分県史料」10-10

本史料では、(1)類型となつてゐるが、田北学氏から(2)類型（天文十八年一月六日肥後広福寺文書、修理大夫安堵状）は、大友義鑑の花押の誤認であるとの痛烈な批判を頂いた（『増補訂正編年大友史料』一八、一八六頁）。これを除けば次の十類型となる。



天文十八年（一五四九）ごる。

天文十九年（一五五〇）二月廿一日—三月廿一日ごる。

天文十九年五月十八日—七月二十日ごる。

天文廿一年（一五五二）二月十六日—三月廿日ごる。

天文廿四年（一五五五）壬十月三日

一永祿五年（一五六二）二月廿一日ごる。

永祿五年九月廿三日ごる。

永祿七年（一五六四）八月廿三日

一元亀三年（一五七二）八月二日ごる。

天正六年（一五七八）十月廿二日—天正七年一月一日ごる。

天正十年（一五八二）六月十四日

一天正十四年二月廿五日ごる。

天正十四年七月五日

一天正十五年（一五八七）三月八日ごる。

### 三 大友宗麟書状の作成過程

以上のことから、この文書の作製については次のようなことが想定される。すなわちワリニヤニは文書内容については必要事項を指示し、近侍の日本人に日本語で書くことを命じたであろう。それが「彼等（日本人）の甚だ困難な文字を書くことに熟達し、また国語を正確かつ優雅に話すことの巧な学者で、彼等（少年使節）の教師たるべきもの」として隨員に加えられた日本人イルマンのジ・ヨルジ・ロヨヲ<sup>(1)</sup>であったかどうかは判らない。その日本人は、宗麟の教名と花押を書く場合、宗麟の文書を手本にしたに違いない。その時求め得たのが、宗麟が永祿七年（一五六四）ごろから元亀三年（一五七二）ごろまでの間に発給した文書であつたのではなかろうか。総長充ての文書の花押を見ると、右の肩の彎曲部にやや力がぬけ肉が不足する感がないではないが、全体的に見て筆勢といい形といいほとんど宗麟の花押と変わらないものである。このような花押を書くためには、模写の原本がなければ不可能と思われる。

もしこの推定が当つているとすれば、その文書の差出書は「宗麟」とあつて、かれの教名ではなかつたはずである。何とならば、宗麟の受洗ははるか後の天正六年（一五六四）のことであり、當時まだ教名はつけられていなかつたからである。事實管見の及ぶ限りでは、(7)類型の花押の場合は必ずといってよいほど「宗麟」と記されている。

さてそうした場合、この文書の作者が「宗麟」の教名の書き方に不案内であったとすれば、どのような處置をとるであろうか。出発までに十分な調査の時間がなかつたとすれば、かつて見たことのある普蘭師司枯<sup>(2)</sup>のおぼろげな記憶によつて、「不龍師虎」と書いたのではあるまい。宗麟書状の作製過程は、およそこのようなものではなかつたかと推定する。

しかしこの過程は、あくまでも推定であるから断定はできない。ただこの文書の作者が、宗麟の花押の編年を知らなかつたことだけは間違いない。この花押のミスが、この文書の偽作を決定づけるものにならうとは、おそらく筆者も、またそれを命じたであらうワリニヤニ自身も想像もしなかつたことであろう。

註(1)ダニエル・バルトリ編『耶穌會史』アジア第一部日本第一編信長の世(「大日本史料」第十一編別巻之一、天正遣欧使節関係史料一二頁)。

(2)大村純忠がヤソ会総長にあてた(天正十年)正月廿七日付の書状(京都大学文学部所蔵『大日本史料』第十一編別巻之一、天正遣欧使節関係史料)もある。文字は全く宗麟のものと同一筆で宛名の書き方も同じである。これには大村純忠の教名を「鈍波留登路銘」と記し、下に花押がある。ただしこの花押は本人が一筆書きに書いたものではなく、まず花押のわくを書きていねいに中をぬりつぶした感じのもので、江戸時代の花押の書き方に類する。大村純忠は大村に居たことだし、ワリニヤニも直接あって相談したはずであり、どうして自署しなかったかが疑問となる。

これらの問題についても、今後古文書学上はもちろん、あらゆる方面から検討してみる必要があろう。(大分大学教授)